

## 明治大学研究成果活用促進センター運営要綱

2010年12月14日制定

2010年度例規第16号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、明治大学研究活用知財本部規程第10条第3項の規定に基づき、明治大学研究成果活用促進センター（以下「センター」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

**第2条** センターは、次の事業を行う。

- (1) 研究成果に基づく産官学連携の支援
- (2) 研究成果を活用した起業支援
- (3) センター施設の管理・運営
- (4) センター施設利用者の選定・支援
- (5) その他センターの目的達成に必要な事業

2 前項に規定する事業を実施するに当たり、必要な事項は、別に定める。

(組織)

**第3条** センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長 1名
- (2) 運営委員 10名以内  
(センター長)

**第4条** センター長は、研究活用知財副本部長のうちの1名とする。

2 センター長は、センターの業務を総括し、センターを代表するとともに、第6条に規定する運営委員会の議長となる。

3 センター長に事故あるときは、運営委員の中から、センター長があらかじめ定めた者が、その職務を代行する。

(運営委員)

**第5条** 運営委員は、研究活用知財本部長が指名する教職員とする。

2 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員は、再任されることができる。

(運営委員会)

**第6条** センターに、第3条に掲げる者をもって構成する運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 第2条に掲げる事業及びその事業計画に関すること。
- (2) センターの組織にかかわる管理・運営に関すること。
- (3) その他運営委員会が必要と認めた事項

3 運営委員会は、センター長が招集する。

4 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持)

**第7条** センターの事業に従事している者又は従事していた者は、職務上知り得た情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業報告)

**第8条** センター長は、当該年度における事業の経過及び翌年度における事業計画案について、研究活用知財本部会議（以下「本部会議」という。）において報告しなければならない。

(事務)

**第9条** センターに関する事務は、研究推進部が行う。

(要綱の改廃)

**第10条** この要綱を改廃するときは、本部会議の議を経なければならない。

**附 則**（2010年度例規第16号）

(施行期日)

1 この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 明治大学インキュベーションセンター運営要綱（2006年度例規第26号）は、廃止する。

(通達第1954号)

**附 則**（2011年度例規第4号）

この要綱は、2011年（平成23年）5月26日から施行する。

(通達第2016号)（注 社会連携促進知財本部の名称変更に伴う改正）